

Title	ウェストミンスター神学会議における独立派の教会論
Author(s)	佐野, 正子
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.13, 1998.3 : 345-365
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3424
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

ウェストミンスター神学者会議における独立派の教会論

佐野 正子

一 はじめに

ウェストミンスター神学者会議 (Westminster Assembly of Divines) とは、一六四三年七月から一六四九年二月まで、ロンドンのウェストミンスター寺院の中で、五年半近くにわたって主教制廃止後の国教会体制を検討するために開かれた会議のことである。イングランドでは、一六四三年一月に長期議会において「根こそぎ法案」(The Root and Branch Bill) が可決され、主教制の廃止が決定された。そのために、主教制に代わるべき教会制度を早急に決める必要が出てきた。一六四三年六月には、神学者会議を設置する条令が成立し、新たな国教会体制を樹立するために会義が開催されることになった。神学者会議の目的は、「イングランド国教会の統治と礼拝を整え、誤った中傷や解釈を退けて、国教会の教義を擁護し明らかにすることである」と、条令では述べられている。^① 会議は、議会の召集条令によって選出された一二一名の牧師と議會を代表する三〇名の信徒から構成されていた。^② 一六四三年九月にイングランド議會派とスコットランドとの間に、「厳肅な同盟と契約」(Solemn League and Covenant) が締結されたことにより、スコットランド特命委員が、議決権は有していなかったが、会議のオブザーバーとして討論に加わった。^③ 「厳肅な同盟と契約」の

締結は、神学者會議に大きな影響を与えた。当初イングランド国教会の改革を討議することを目的として集められた會議であったのが、「同盟と契約」によって三国の教会を統一するために討議する會議となったからである。⁽¹⁾ 會議の結果として、「ウェストミンスター信仰告白」、「大教理問答」、「小教理問答」、「礼拝指針」、「教会統治と規律」など、様々な文書が生み出された。これらの文書は、後にスコットランド教会や、アメリカその他の国々の長老主義諸教会において、信仰基準として重要な位置を占めるようになった。また独立派は、ウェストミンスター信仰告白の中の教会統治の箇所など一部を修正して、一六五八年に「サヴォイ宣言」を公にした。これは後の会衆主義教会に大きな影響を与えている。「ウェストミンスター信仰告白」は、ニューイングランドの会衆派によってもまた、一六四八年に教会統治についての箇所を除いて「ケンブリッジ綱領」として採択され、イングランドのバプテスト派によっても、一六七七年にロンドンにおいて一部を修正して「第二ロンドン信仰告白」として採択されている。「ウェストミンスター信仰告白」は、これらの教派を超えて共通の神学的基盤となっているのである。このようにみると、ウェストミンスター會議によって生み出された神学の与えた影響は、長老派、会衆派、バプテスト派を問わず、多大なものであると言えるであろう。

二 神学者會議における独立派

ウェストミンスター會議において教会統治についての討議が始まり、主教制に代わるものとしてふさわしい教会体制は長老主義教会であろうとの考えが主流を占めるようになる。これに激しく反対した少数派のグループがあった。そ

れが独立派ピューリタンである。そのため彼らは「異議を唱える兄弟たち」(デイセンティング・ブレザレン)と呼ばれるようになった。特に一六四四年一月に『弁明の陳述』を公表した五人が、神学者会議における独立派の代表的な人物である。⁽⁵⁾ その五人とは、トマス・グッドウィン(1600-80)、フィリップ・ナイ(1596-1672)、ウィリアム・ブリッジ(1600?-1670)、サイドラック・シムソン(一六〇〇?—一六五五)、ジェレマイア・パローズ(一五九九—一六四六)である。この五人のうち存命であったグッドウィン、ナイ、ブリッジは、一六五八年に開かれたサヴォイ会議にも出席し、特にグッドウィンとナイは「サヴォイ宣言」の起草者に加わり、サヴォイ会議においても指導的な役割を果たしている。ウェストミンスター神学者会議において彼らの主張した教会論とは、どのようなものであったのであろうか。一六四〇年代の独立派が考えていた教会論が、神学者会議の討議の中で明らかにされていると考えられる。

教会統治に関する意見の相違から、長老派と独立派では一年余り教会論論争が生じることになり、この論争は後に「大いなる論争」(Grand Debate)と呼ばれている。⁽⁶⁾ ウェストミンスター会議において長老派と独立派ではどのように異なった教会体制を考えていたのであろうか。またその主張の根拠はどこにあったのであろうか。本稿では、会議における長老派と独立派の教会論論争の中から浮き彫りにされる独立派の教会論を考察することを目的としたい。⁽⁷⁾ 主教制が廃止される以前のイングランドにおいては理論上のものにすぎなかった長老教会主義と会衆教会主義は、主教制廃止後の国教会体制をどのようなものにすべきかという問題が緊急課題となった一六四〇年代になって初めて、現実的な教会体制として考えられるようになったと言えるであろう。「独立派」という名称は一六四一年頃から用いられ始めた新しい呼び名である。長老派と独立派のパンフレットによる教会論をめぐる論争は、一六四一年にヘンリー・パートンによつ

て始まったと言われている。長老派と独立派の違いが意識され始めたものの、神学者会議が開かれた当初の雰囲気は、両者の違いは調停可能なものであるという見方が強かったようである。⁽⁸⁾

「異議を唱える兄弟たち」と呼ばれた独立派の代表者たちは、類似した経歴を持っていた。グッドウイン、シムソン、バローズ、ブリッジはともに同時期にケンブリッジ大学で教育を受けている。当時のケンブリッジでは、リチャード・シブスやジョン・プレストンらのピューリタン神学者が活躍していた。ナイだけは、オックスフォード大学で学んでいる。彼らはすべて国教会の聖職者となったが、一六三〇年代にカンタベリ大主教ウィリアム・ロードの迫害を逃れて、オランダへ逃亡している。グッドウインとナイは、アーンヘムにおいて協力してイギリス人教会の牧師を勤め、シムソン、バローズ、ブリッジは三人とも、ロッテルダムの教会に関わっていた。オランダはエリザベス朝時代以来トーマス・カートライト(1535-1603)やロバート・ブラウン(1535-1603)を初めとして多くのピューリタンたちが迫害を逃れてきた地であった。彼ら五人にとつてオランダでの経験は彼らの教会論を形成する上で大きなものであったと思われる。彼らは共に長期議会の開始後一六四〇年代初頭に帰国して、神学者会議に召集された。⁽¹⁰⁾

三 神学者会議における長老派

会議の途中で独立派が教会論において対立するようになる主流派は、果たして会議の当初から長老派であったのであろうかという問題がある。R・ポールは、初めから長老派が主流を占めていたと想定しているJ・R・デ・ウィットを

批判して、厳密な長老教会主義を唱えていた者はむしろ少数であり、当初には様々な意見があったと指摘している。¹¹⁾ われわれはR・ポールの立場を妥当だと考える。会議には原理的に長老主義を唱えていた者、初代教会の主教制を理想と考えていた者、また最終的権威は統治者にあると考えていた者など、様々な立場を持つ者が出席していた。長老派と独立派の対立という図式は、教会統治についての討議を重ねているうちに形成されていったことであると考えられる。

「治会長老」(ruling elder) についての討議にその模様が表われている。¹²⁾ 「治会長老」とは、「説教長老」である牧師と並んで教会を統治する一般信徒のことである。「御言葉と教理の面では労さないが、とくに治めることにあたる、他の長老が存在する」という命題に関して、証拠聖書箇所を検討しながら、激しい議論がなされた。ジュネーブやスコットランドの改革派教会では存在していた「治会長老」は、イングランドでは新しい役職であった。この「治会長老」をめぐって、賛否両論が激しく戦わされた。治会長老は、聖書に規定されていると考える者、それは無規定な事柄として教会にゆだねられたものだとする者、「長老」とは「説教長老」のことであると考える者、「治会長老」を含んでいると考える者など、様々な意見を持つ者がいた。¹³⁾ 治会長老に関してこのように賛否両論の意見が出されたことは、主流派は長老主義を志向しつつ、この時点では統一された見解を持っていたとは言えないことを示している。主教制に代わるべき教会体制は長老主義体制がふさわしいであろうという意見が主流を占めるようになるという点を踏まえた上で、本稿では主流派を広い意味での長老派と呼んでいることを断わっておきたい。¹⁴⁾ 一六四〇年以前のイングランドのピューリタンたちの唱えた長老主義が、様々な形態をとっていたというR・ブラッドレイの指摘は興味深い。一六四〇年以前のイングランドにおける長老主義は、アンドリュ・メルヴィルの理論を基にしたスコットランドの長老主義とは同一ではな

かった。メルヴィルの主張した長老主義が、聖書に規定されたものであるという神権説（ユス・デイヴィヌム）をとり、「治會長老」の地位が確立し、教会が国家の統治者から独立した権威を持つとするのに対して、イングランドではそれらについて様々な意見があったのである。エリザベス朝の代表的なピューリタンであるカートライトやトラヴァースは、教会の長老による統治を神の制定したものだと考えていたが、各個教会の上に置かれる階層的な上部構造に関しては、聖書に規定されていない事柄だと考えていた。¹⁵ 初期のピューリタン運動において、彼らの考えていた教会体制が長老主義的傾向を持っていたとしても、上部構造が教会の上に権威的な力を持っているか否かは、未解決な問題であったのである。

四 神学者会議における独立派の教会論

一 聖書主義

会議の討議の仕方を見ると、一つの際立った特徴が見られる。それは「聖書のみ」（ソーラ・スクリプトウラ）という聖書主義である。討議は一つ一つの事項に対して証拠となる聖書箇所を挙げてなされている。聖書主義が、会議の討議の在り方自体に表われているのである。

独立派は、教会統治や礼拝様式の在り方は聖書に明確に規定されたものであると確信していた。¹⁶ そのため彼らはなるべく厳密に聖書に明示された原始教会の形態に戻ろうとした。この彼らの信念もカトリック的なものを排除して聖書

に戻ろうとした宗教改革の運動の精神の一つの表われである。『弁明の陳述』において独立派の五人は、「使徒によって作られた原始教会の形式と例が至上の規則である」と述べている。¹⁷ 彼らの主張する教会体制こそが聖書の中に示された形態であると信じていた独立派は、「聖書のみ」という聖書主義によって、長老派との論争において妥協することができなかつたと言えるのである。後に見るように、同じ聖書箇所を根拠に、聖書解釈の違いによって長老派と独立派によって二つの教会体制が主張されることになるのである。

聖書は教会体制に関する事柄を規定しているか否かは、トマス・カートライトとジョン・ウィットギフト(1530-1604)との「アディアフォラ」(無規定の事柄)論争に見られたように、初期のピューリタンたちとアングリカン体制側との間の論争以来の問題であつた。¹⁸ 神学者会議の中でも、教会に関する事柄は、聖書に規定された「神権」(ユス・デイヴィヌム)であると主張する者と、「無規定の事柄」であるとして統治者の意思に依存した事柄であると考ええる者(エラストス派と呼ばれていた)との間に「ユス・デイヴィヌム」論争が起つたことは、明記すべきことである。

2 独立派の立場

独立派は、一六四四年一月、会議の中で長老派との対立が明らかになり始めた頃、自らの立場を明らかにするために、『弁明の陳述』を出版した。『弁明の陳述』では、彼らの考える教会体制が分離主義と「権威主義的長老主義体制」との「中道」を目ざしたものであることが主張されている。「誤つてわれわれの主張とされているブラウニズムと、最近の論争点になっている権威主義的な長老主義体制との中道にこそ真理があるとわれわれは信じる」と記されている。¹⁹ ブラウ

ニズムという名は、エリザベス期のロバート・ブラウンにちなんだ分離主義者に対する呼び名である。当時彼らの主張は分離主義ではないかとの批判があった。それに対して彼らが分離派（セパライスト）とは立場を異にすることを、以下のように記している。「イングランドでの多くの集会や教区教会が真の教会でありキリストの身体であり、その聖職が真の聖職である、という以外の考えにわれわれをいたらせるものではない。いわんや、われわれは、教区教会やその聖職を反キリストとみなしたことなどなかった²⁰」。教区教会を真の教会であると考えていると主張することによって、独立派は分離派（セパライスト）とは異なることを強調しているのである。独立派は、長老派と同様に国教会の中の改革を求めていると主張している。

3 教会内の役職について

神学者会議において、教会の中に置かれる役員は新約聖書に記されている役職をもとに、「牧師」、「博士」、「教師」、「治会長老」、「執事」、「やもめ」であると決議された。各個教会の役職について、牧師は「み言葉を説教することによって群れを養う者」、博士と教師は「聖書の説き明かしをする者」、治会長老は「牧師と共に教会の統治にあたる者」、執事は「貧しい人々の必要に対する特別の配慮をする者」、やもめは「執事の一般的な職務の下に含まれる」職務をなすと説明されている²¹。

教会の中におかれる役職に関しては、長老派と独立派の見解は異なっていない。むしろ「治会長老」について、長老派の内部で見解が分かれていたことは前述した通りである。「牧師」は「説教長老」とも呼ばれ、「牧師」と「治会長

老」を合わせて、長老と呼ばれ各個教会の長老会を形成している。教会の内部に長老会を持つことに関しては、長老派も独立派も同様の見解を持っているのである。

4 神学者会議における独立派と長老派の相違点

(一)「鍵の権能」について

会議で独立派が長老派と初めに対立した点は、キリストが使徒へ与えた「鍵の権能」(Power of the Keys) についての解釈の違いであった。「使徒たちは、イエス・キリストの御手から直接鍵を受け取り、あらゆる機会に世界のすべての教会で用い行使した」という使徒職に関する命題について、「鍵は使徒に与えられたのか、それとも教会に与えられたのか疑問である」という問題が提起されて議論となった。証拠聖句として挙げられたマタイ一六章一九節の解釈が、長老派と独立派では異なっていた。長老派は鍵の権能は使徒としてのペテロに与えられたと考えた。すなわち鍵の権能は使徒に与えられたとするのである。これは聖職者の権威を重んじた考えを表わしている。これに対して独立派は信仰告白者としてのペテロに与えられたと考えている。グッドウィンは「鍵は使徒的権力として与えられたのではない」と述べ、「ペテロは初めの信仰告白者であるために鍵の権能が与えられた」と考えている。²² 信仰告白の共同体である教会に、鍵の権能は与えられたと考えているのである。

鍵の権能の問題は、宗教改革以来カトリックとプロテスタントの争点であった。カトリックにとって、キリストがベ

テロに与えた鍵の権能はローマ教皇が引き継いでいるとする点が、ローマ教皇の権威の根拠になっているからである。ウェストミンスター会議においても、「鍵の権能」が教會的権威のシンボルと考えられているため、どこに鍵の権能があるか、誰に鍵は与えられたかは、強い関心であったのである。

(2) 聖職叙任権

一六四四年一月に聖職叙任権について討議が始まると、独立派と長老派の対立が表面化してくる。叙任権が各個教會の上に置かれる教會會議にあるのか、あるいは各個教會にあるのかという点で、叙任権は教會統治の管轄権に関わる問題だったからである。主教制廃止後、誰が任職するかという問題は緊急に解決すべき課題であった。長老派の中でも任職に関しては様々な意見があった。特に「任職は説教長老の手によってのみ行われる」という命題について長老派の中でも賛否両論の意見があった。任職を行なうのは、一般信徒である治會長老を含めた長老職か、あるいは説教長老すなわち牧師であるかという問題である。マーシャルは、Iテモテ四章一四節を根拠に、任職はプレスビテリー全体に属すると述べ、それに対してヴァインズは、この聖書箇所は「説教長老」を指していると反論している。また會衆の選択権についても意見が分かれていた。ラザフォードやカラミーは、會衆に牧師選択権があると考えている。しかし會衆の同意なしに任職されないという命題と、會衆は指名する権利を有するという命題は否決された。聖職叙任権についての討議の結果、「聖職叙任権はプレスビテリーによって執行される。(Iテモテ四・一四)」とされ、「市内あるいは近隣の村で秩序正しく組織された説教長老が、それぞれの地域内にある各個教會のために、按手にあたるべき人々である。」と

決定された。⁽²³⁾

それに対して独立派は、聖職叙任権は各個教会にあると考えている。グッドウィンは、「叙任および類似の行為は、通常は、各個教会の牧師と長老によってなされるべきであるが、その際彼らは、彼ら自身の各個教会で、一致してなされねばならない」という命題を出した。⁽²⁴⁾ 聖職叙任権に関するこの独立派の考えは退けられて、「各個教会は聖職叙任権を持っていない」と決議された。

(3) 各個教会とプレスビテリーの関係

一六四四年二月二日から、「一つのプレスビテリーのもとに、多くの各個教会が存在する」という命題が扱われるようになる、両派の意見の対立は決定的となった。プレスビテリーに関する見解の違いが、両派の間で論争を引き起こすことになったのである。会議全体を貫いて見られる聖書主義が、プレスビテリーについての討議でも表われている。プレスビテリーについての長老派の議論を見ると、聖書の使徒行伝に記されているエルサレム教会の例を根拠に、原始教会は長老制であったと主張されている。彼らは、エルサレム教会という一つの統合された教会のもとに、いくつかの集会（コングリゲーション）があったと考えている。エルサレムでは、三千人（使徒行伝二・四一）や五千人（使徒行伝四・四）の改心者が出たという記述から、このような大勢の人数のキリスト者が一つの場所に集まることはできないはずであるため、幾つかの集会がもたれていたに違いないと議論はすすめられている。そして使徒たちや長老たちが集まって問題について協議している箇所（使徒行伝一五・二、四、六、一二）を根拠にして、プレスビテリーの存在を主

張している。ここから「一つのプレスビテリーのもとに、多くの各個教会が存在する」という命題が証明されていると考えられている。さらに長老派は、この証拠聖句からこれらの会議には權威的な力が備わっていたと主張している。彼らは、聖書の中に示されている教会体制は階層的な組織を持っていたと考えているのである。²⁵

それに対して独立派は、エルサレムの教会の信徒は数千人であったことを認めながら、「一つところに集まり」（使徒行伝二・一）という箇所から、エルサレム教会は一つのコングリゲーションであったと主張している。そして使徒たちや長老たちの会議は必要な時に忠告や援助を与えるものであったと解釈して、長老派の主張に反論している。²⁶このように両派は同じ聖書箇所を用いながらも解釈の違いによって、異なった教会統治論を導き出しているのである。

長老派の提出した「一つのプレスビテリーのもとに、多くの各個教会が存在する」という命題に反対して、独立派は「一つのプレスビテリーのもとに、一つの各個教会が存在する」という命題を主張する。長老派が合同長老会をプレスビテリーと呼ぶのに対して、ここでは独立派は、各個教会の中の長老会をプレスビテリーと呼んでいる。グッドウィンは、「聖書の中での例は、一つの長老会による統治のもとに、一つの各個教会があることを示しており、それが教会と呼ばれている」と主張している。²⁷ブリッジも同様の考えを示して、「長老と信徒で構成されている各個教会は、それぞれそれ自身が完全ですべての統制権を持っている。（マタイ一八・一五—一七）」と述べている。²⁸『弁明の叙述』においても「教会規律の問題については、各個教会の統治を、各個教会自体の長老たちによって実施されるよう、その内部において維持することが、安全正当な方法である」と主張されている。²⁹独立派の教会論の特徴は、長老会を持つ個々の教会が、自主管轄権を持っていると考えているところにあるのである。

そのため、彼らは長老派が主張するような権威的な長老会議を否定する。グッドウィンは、「プレスビテリーの上にプレスビテリーを置くことを否定する」と主張している。⁽²⁸⁾ブリッジも、長老派の命題では「教会の権力の上に教会の権力が存在することになる」として反対している。独立派の考えている教会会議は、勧告と助言を与える顧問機関として、統制権は持っていない。各個教会内の権力が濫用され問題が起きた場合に、長老会議が開かれ解決に当たると考えられている。⁽²⁹⁾独立派のフィリップ・ナイは両派の争点を適確に捉えて、次のように述べている。「クラシスやシノッドはとも便利である。・・・エクレシア・プリマである各個教会の持つのと同様の権力をこれらの会議が持っているか否かが問題なのである。⁽³⁰⁾」長老派と独立派の争点となることが、教会統治の統制権の所在の問題であることをナイは指摘しているのである。両派の主張の相違点は、各個教会の権限規定にある。教会統治についての統制権が、各個教会の上に置かれる教会会議にあるとする長老主義体制に対して、独立派は各個教会にあると主張しているのである。

(4) 独立派の教会論の根拠

長老派の教会統治論の根拠となっているのは、彼らの教会観である。長老派のマーシャルは、「普遍的な全体教会は、一つの身体である。……エルサレムのように、多くのコングリゲーションができて、一つの教会のままである」と述べている。個々のコングリゲーションは一つなる全体教会に属するものだと考えている。⁽³¹⁾そのため教会の権威は、普遍的な全体教会にあると考えているのである。

それに対して独立派の教会観を見ると、「各個教会は全体教会と呼ばれている」と主張されている。⁽³²⁾独立派は、どの

ような根拠によって各個教会に自主管轄権があると考えているのであろうか。グッドウィンは、「プレスビテリーは、み言葉とサクラメントの力を持っていない。そのために権威的な力を持つことに反対する」と述べている。³⁶ここでは「権威的な力」を持つ根拠に、「み言葉とサクラメントの力」が考えられている。説教と聖餐が施される場にこそ、権威的な力があると考えられているのである。礼拝をする場としての教会と教会規律は分離することができないという考えである。この考えは、以下のグッドウィンの言葉にも表われている。「長老制統治は、二種類の教会を作る。すなわち一つは、礼拝に関して、もう一つは、規律に関してである。しかし規律は、教会ではない。……規律のための教会は、み言葉とサクラメントという神のお与えになった教会の特徴を持っていない」³⁷。教会規律と「み言葉とサクラメント」を授ける礼拝とを分けるべきではないと考えられているのである。

またグッドウィンは、「多くの教会の上に、長老による統治が置かれるのは、聖書と改革派教会の原則に反している。なぜならば、もしこれらの長老が、一つのプレスビテリーを作るとするならば、長老としてこれらすべての教会と関係をもつはずだが、それは不可能だからである」と述べている。³⁸そして「長老制統治では、言葉を交わしたことのない者に従わなければならない」と批判している。³⁹各個教会の教会規律は、見知らぬ者によって遂行されるべきではないという考えが示されている。このことから、プレスビテリーが複数の教会の上に置かれることが否定されているのである。彼は、「牧師の権能の及ぶ範囲は、一つの群れだけである。なぜならばそれが彼が常に治め養うことのできるすべてだからである。……養わない者は治めるべきではない」と述べている。⁴⁰牧師は「治め養うことができる」自らの教会に対して権能を持っていると考えられているのである。教会規律の実施者は、直接信徒に対して牧会的配慮をすることので

きる長老であるべきだとの考えが示されている。このように独立派は、説教とサクラメントを授ける礼拝と、教会規律は結びついたものであると考え、信徒と直接に関わることでできる教会内部の長老に教会規律を実施する権利があると考えている。ここに各個教会の自主管轄権の根拠があると考えられるのである。

五 まとめ

会議は、一六四四年一二月に教会統治に関する決議の結果をまとめ、『教会統治に関する会議の謙虚な助言』という題で議会に提出した。これに先だって一月に独立派は、『長老制に関する命題についての異議の理由』を作成した⁽⁴⁾。独立派が『異議の理由』において、会議の決議のうち異議を申し立てた命題は三点あった。その三点とは、第一に、『多くの各個教会は、一つの合同長老会議のもとにある』という命題、第二に、各個教会、合同長老会（プレスビテリーないしはクラシス）、地方会議（シノッド）、全国会議（ナショナル・アセンブリー）は、それぞれ上部会議に従属しているという命題、第三に、各個教会は聖職叙任権を持っていないという命題であった⁽⁵⁾。複数の教会がプレスビテリーのもとに置かれ、プレスビテリーが各個教会を統括する権限を持っているという点に、独立派は異議を唱えている。どこに教会統治の統制権があるかという問題に関して、両派の意見の一致は見ることはできないで、論争は終わったのである。

長老派と独立派は、共にピューリタニズムという同じ土壌の中から生まれたものであったが、両派の教会論論争にお

いて問題となった事柄は、権威の所在の問題であったことを見てきた。両派はともに、教会がキリストの権威を持っていることは疑っていない。両派の見解の違いは、そのキリストの権威が、全体教会に存するののか、あるいは個々の教会に存するののかの違いであった。エリザベス朝時代のピューリタンにとって、教会の上にある教会会議が権威的な力を持っているか否かは未解決な問題であったと指摘した。その点における見解の相違から、長老派と独立派が生まれたと言えるであろう。同時代のジョン・バストウィックは、独立派を「独立的長老派」と呼び、長老派を「依存的長老派」と呼んでいた⁽⁴³⁾。これらの呼び名は、両者の特徴をよく捉えている。教会の中に長老会を持つという意味で両者を長老派と呼ぶとすると、両者の違いは、教会の代表が集まってもたれる教会会議に決定権を依存するか否かの違いなのである。教会統治は聖書に規定されていると信じていた独立派は、自らの主張する教会体制こそが聖書に明示されたものだと確信していたために、会議においても妥協することができなかった。各個教会に「キリストの権能」が与えられていると信じていたのである。

注

- (1) G. Gillespie, *Notes of debates and proceedings of the Assembly of divines and other commissioners at Westminster, Feb. 1644 to Jan. 1645*, ed. by D. Meek, Edinburgh, 1846, rep. Still Waters Revival Books, 1991, p. VII. ジョージ・ギルスピーは、スコットランド特命委員の一人であり、一六四四年二月から一六四五年一月までの会議の様子を詳細に記している。

- (2) 常時会議に出席していたのは、約四〇名前後であった。松谷好明『ウェストミンスター神学者会議の成立』一麦出版

社、一九九二年、一五八頁。なお松谷氏は、会議事録の抄訳を試みている。松谷好明編・注『ウェストミンスター神学者会議事録〈抄〉』、一麦出版社、一九九六年。

- (3) 「厳密な同盟と契約」のフルタイトルは、*A Solemn league and covenant for Reformation and Defence of Religion, the honour and happiness of the King, and the peace and safety of three kingdoms of England, Scotland and Ireland* である。S.R.Gardiner(ed.), *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1595-1660*, Oxford, 1899. pp.267-271.

イングランド議会は、スコットランドの軍事援助を求めるために、委員を派遣して、両者の間に「厳密な同盟と契約」が結ばれた。スコットランド側の示した原案は「教義、礼拝、規律、統治においてスコットランドの真のプロテスタント改革教会の維持」に努めるところを、独立派議員であるヘンリー・ヴェーン¹⁾は、「神の言葉にしたがって、教養、礼拝、……」と修正し、また「最善の改革派教会の例にならってイングランド教会の改革に努める」という原案に対して、「神の言葉と最善の改革派教会の例にならっていると修正した。「神の言葉にしたがって」という言葉を付け加えたところに、イングランド側の委員の意図が表われている。修正された協定案がスコットランド側に承認されて、契約は結ばれた。S. R. Gardiner, *History of the Great Civil War*, vol.1, pp.229-230.

- (4) A. F. Mitchell, *The Westminster Assembly: Its History and Standards 1883*, rep. Still Waters Revival Books, 1992, p.179,

- (5) T. Goodwin, P.Nye, S. Simpson, J. Burroughes and W. Bridge, *An Apologetical Narration*, London, 1643/4, p. 24. なお『弁明の陳述』については松浦氏が分析を試みている。松浦高嶺「清教徒革命における『宗教上の独立派』」『史苑』23、一九六二年、一三四頁。

- (6) 独立派が議会に提出した『異議の理由』と会議の『回答』が、一六四八年に議会により出版される。それは一六五二年に再版され新しいタイトルが付けられた。それが『大いなる論争』であった。The Grand Debate Concerning Pres-

bitory and Independency, 1652.

- (7) 従来研究者たちは、議会内部の対立をも、長老派、独立派という宗教上の名称によつて表わしてきた。そのため用語上の混乱が見られ、議会内の長老派、独立派と、宗教上の長老派、独立派は、同一かという論争が起こつた。今では両者は必ずしも同一ではないという見解が主流となっている。本稿では、長老派、独立派という用語は、断わらない限り、宗教上の教会論の違いを表わすものとして、長老教会主義者と会衆教会主義者を指すこととする。J. H. Hexter, 'The Problem of the Presbyterian Independents', *Am. Hist. Rev.*, XLIV, 1(Oct.1938), rep. in *Reappraisals in History*, (London, 1961), pp.163-84. David Underdown, 'Independents Reconsidered', *J.B.S.*, III(1964), pp.57-54. George Yule, 'The Independents and Revolutionaries', *J.B.S.*, VII(1968), pp.11-32. David Underdown, 'The Independents Again', *J. B.S.*, VIII(1968), pp.83-93. B. Worden, V. Pearl, D. Underdown, G. Yule, J.H. Hexter, S. Foster, 'Debate: Presbyterians, Independents and Puritans', *Past and Present*, 47(1970), pp.116-146.
- (8) R. Bradley, 'The Failure of Accommodation: Religious Conflicts between Presbyterians and Independents in the Westminster Assembly 1643-1646', *Journal of Religious History*, 12, 1982, pp.26f.
- (9) グッドウインは、クライスツ・コレッジ、他の三人はエマニエール・コレッジに所属している。どちらもピューリタンを多く輩出したコレッジである。彼らの略歴に関しては、*Dictionary of National Biography* を参照。
- (10) オリバー・クロムウェルが台頭すると、グッドウイン、ナイ、ブリッジらは一六五〇年代にはクロムウェルに重用されるようになった。
- (11) ポールの批判している箇所は、J. R. De Witt, *Jus Divinum, Kampen*, 1969, p.171 である。R. Paul, *The Assembly of the Lord*, Edinburgh, 1985, p.112, p.322.
- (12) 「治会長老」についての討議は、一六四三年一月二日から二月一四日まで続いた。松谷好明、『ウェストミンスター神学者会議の成立』、二八三-二九五頁。

- (13) 「治会長老」が神の制定によると考えている者に、Seaman, Walker, Marshall, Newcomen, Young, Calamy らがいる。それに対して、Smith, Temple, Gataker, Vines, Price, Hall など多数の者が反対していた。
R. Baillie, *Letters and Journals of Mr. Robert Baillie*, ed. by D. Laing, Edinburgh, 1841-2, vol.1, p.401.
- (14) ポールは、任職について討議していた一六四四年一月一七日頃に、会議の多数の者が長老主義に傾いたと考えている。
R. Paul, *op. cit.*, p.214.
- (15) R. Bradley, *op. cit.*, p.24f.
- (16) D. Walker, 'Thomas Goodwin and the Debate on Church Government', *Journal of Ecclesiastical History*, 34, 1983, pp.91f.
- (17) T. Goodwin, P. Nye, S. Simpson, J. Burroughes and W. Bridge, *op. cit.*, p.9.
- (18) S. Brachlow, *The Communion of Saints*, Oxford, 1988, 21 ff.
- (19) T. Goodwin, P. Nye, S. Simpson, J. Burroughes and W. Bridge, *op. cit.*, p.24.
- (20) *Ibid.*, p.6. 独立派は、みすからの立場が分離派とは異なることは、討議の中においてもグットウインによって述べられている。TMs. I. p.284, cit. R. Paul, *op. cit.*, p.153.
- (21) G. Gillespie, *op. cit.*, pp.3-5. 独立派は、『弁明の陳述』において各個教会の役職として、「牧師、教師、治会長老、執事」を挙げている。T. Goodwin, P. Nye, S. Simpson, J. Burroughes and W. Bridge, *op. cit.*, p.8.
- (22) 'Westminster Assembly Minutes' (E. Maunde Thompson と J. Struthers による筆写、エデインバラ大学ニューコック図書館所蔵。以下-TMs) TMs. I. p.271. cit. R. Paul, *op. cit.*, p.149.
- (23) G. Gillespie, *op. cit.*, pp.7f.
- (24) J. Lightfoot, 'Journal of the Proceedings of the Assembly of Divines', *The Whole Works of the Rev. John Lightfoot, D.D.*, vol. XIII, ed. by J. R. Pitman, London, 1824, p.129. 松谷好明、前掲書、三三二頁。

- (25) G. Gillespie, *op. cit.*, pp.27ff.
- (26) G. Gillespie, *op. cit.*, pp.71ff.
- (27) TMs. I. p.598. cit. R. Paul, *op. cit.*, p.266.
- (28) J. Lightfoot, *op. cit.*, p.159.
- (29) T. Goodwin, P. Nye, S. Simpson, J. Burroughes and W. Bridge, *op. cit.*, p.14.
- (30) J. Lightfoot, *op. cit.*, p.204.
- (31) J. Lightfoot, *op. cit.*, p.144.
- (32) W. M. Hetherington, *Histoty of the Westminster Assembly of Divines*, 1856, rep. Still Waters Revival Books, 1991, p.217.
- (33) J. Lightfoot, *op. cit.*, p.144.
- (34) J. Lightfoot, *op. cit.*, p.133.
- (35) G. Gillespie, *op. cit.*, p.23.
- (36) TMs. II. p.539. cit. R.Paul, *op. cit.*, p.425.
- (37) J. Lightfoot, *op. cit.*, p.151. G. Gillespie, *op. cit.*, p.18.
- (38) G. Gillespie, *op. cit.*, p.10.
- (39) J. Lightfoot, *op. cit.*, p.158.
- (40) G. Gillespie, *op. cit.*, pp.10f.
- (41) そこには、『弁明の陳述』を書いた5人に加えて、ウィリアム・カーターとウィリアム・グリーンヒルが名を連ねている。これに対して主流派は、この『異議の理由』に対する『会議の回答』を作り、一六四五年二月に両方の文書が出版された。

- (42) W.M.Hetherington, *op. cit.*, p.214.
(43) J. Bastwick, *Independency not God's Ordinance*, I, 1645, p.7.